

令和 7 年度京都府亀岡市保津地域におけるオオクチバス等外来魚拡散防止業務
に係る業務請負条件

本業務は、アユモドキの繁殖河川につながる周辺ため池等において、オオクチバスを含む魚食性外来魚等の流出防止対策等を行うことで、アユモドキをはじめとする多様な在来生物種の生息環境の保全を図ることを目的としている。

業務の実施に際しては、捕獲及び目視にて効果的に生息確認調査を実施することとしており、遊泳状態などから在来種、外来種を判別できる知識と経験が必要である。また、トラップには在来、外来を問わず多様な魚類が捕獲される可能性が高く、それらを適切に識別できる知識が必要である。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類（以下「業務請負条件資料」という。）を提出すること。

記

(1) 提出書類（別添様式）

- ・本業務を担当する者が生物分類技能検定 1 級 動物部門（魚類専門分野）又は水圏生物部門魚類専門分野を有することが確認できる書類（登録証明書の写し等）。

(2) 提出期限等

1) 提出期限

入札説明書のとおり

2) 業務請負条件資料の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書に同じ。

3) 提出部数

2 部。

4) 提出方法

入札説明書のとおり。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

5) 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時までとする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和 7 年度京都府亀岡市保津地域におけるオオクチバス等外来魚拡散防止業務に係る業務請負条件資料在中」と明記すること。提出

期限までに提出先に現に届かなかつた業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件資料は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務請負条件資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務請負条件資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務請負条件資料は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があつた場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査の結果通知

入札説明書のとおり

以上

(別添様式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

令和7年度京都府亀岡市保津地域におけるオオクチバス等外来魚拡散防止業務に係る
業務請負条件資料の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- ・本業務を担当する者が生物分類技能検定1級 動物部門（魚類専門分野）又は水圏生物部門魚類専門分野を有することが確認できる書類（登録証明書の写し等）。

(担当者)

所属部署：

氏 名：

TEL/FAX：

E-mail：

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 近畿地方環境事務所総務課長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)
は、 (以下「乙」という。)
と令和7年度京都府亀岡市保津地域におけるオオクチバス等外来魚拡散防止業務 (以下
「業務」という。について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
とする。

(履行期間及び履行場所)

第3条 履行期間及び履行場所は次のとおりとする。

履行期間 契約締結日から令和8年3月27日

履行場所 仕様書のとおり

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2
条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせ
てはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面によ
り甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格
した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。
い。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。
い。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日
から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」

という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前三項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃

棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（債権譲渡の禁止）

- 第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

- 第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住所 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階
氏名 支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長 ○○ ○○ 印

乙 住所
氏名

印

令和 7 年度京都府亀岡市保津地域におけるオオクチバス等外来魚拡散防止業務
仕様書

1 目的

京都府亀岡市保津地域は、希少淡水魚類を含む多様な在来生物種が生息しており、琵琶湖淀川水系に現存する唯一のアユモドキの繁殖地である。一方、アユモドキの繁殖河川につながる周辺ため池にはオオクチバスをはじめとする魚食性外来魚等（以下「外来魚等」という。）が生息しており、ため池から流出した外来魚等がアユモドキの生息河川に侵入した結果、アユモドキの稚魚の生息数が激減するなど、希少淡水魚類に大きな影響を及ぼしていることが明らかになっている。

本業務は、アユモドキの繁殖河川につながる周辺ため池等において、外来魚等の駆除及びため池からの流出防止、ため池への流入防止等を行うことで、アユモドキをはじめとする多様な在来生物種の生息環境の保全を図ることを目的とする。

2 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日までとする。

3 業務対象位置

京都府亀岡市のため池（中山池、五反田池、古池、安町大池、加護池）及び、流出、流入部水路（各池から約 50m の範囲）等（別添 1 参照）

4 業務内容

（1）業務実施計画の立案

以下の業務内容の実施計画を立案し、近畿地方環境事務所担当官（以下「担当官」という。）と協議するものとする。

（2）外来魚等流出防止対策

1）トラップの作成

外来魚等が、ため池からアユモドキ繁殖河川への流出を防止するためのトラップ及び河川からため池への流入を防止するためのトラップについて、その構造（網又はかご状を想定）を過年度の業務を参考にして作成する。作成にあたっては、仔稚魚を含む外来魚等の流出や流入を確実に防止し、大雨等による増水時にも対応でき、ゴミによる破損や取水の妨げにならず、ため池の水路を傷つけない構造となるように考慮する。

また、トラップの構造が分かる写真については報告書に掲載する。

2）トラップの設置・見回り・外来魚遊泳状況等の確認

中山池、五反田池、安町大池、加護池の流出部及び五反田池、安町大池の流入部に、1）で作成したトラップを設置（14 か所程度、契約締結後すみやかに設置を想定）し、アユモドキ繁殖河川への外来魚等の流出防止対策及び河川からの流入防止対策を実施する。設置位置は現地の状況に合わせて調整して構わないが、水流が集中する箇所等では必要に応じて二重に設置する等現地の状況に合わせた対策を実施する。

トラップは契約締結後可能な限り早い時期から令和 8 年 3 月中旬頃まで設置する。ただし、池の管理者が予定している池干しやため池の水位低下等により、ため池からの流出の可能性がなくなった場合は、担当官に協議のうえ、トラップを回収する。設置期間中、適

宜見回りと捕獲魚類の回収を行う（設置、維持管理等は5回程度、回収、撤去は30回程度を想定。最終回は撤去も同時に行う。）。トラップの回収に合わせて、可能な限り目視による水面の外来魚遊泳状況等も確認し、記録すること（古池は目視確認のみ）。設置期間中の見回りと捕獲魚類の回収については1人以上で実施し、トラップ設置及び撤収時には2人以上で実施する。

トラップにより捕獲した魚類は、種類、数量、標準体長を写真撮影とともに記録する。捕獲された外来魚等については、その場で殺処分し、持ち帰って適切に処分する。その他の在来種は全て放流する。

ため池の水抜き・降雨などによりトラップ設置箇所の増水が予想される場合は、トラップの破損による外来魚の流出を極力防止するため、適時点検、状況に応じて立ち会っての対応を行うものとする。

なお、設置場所や設置方法の変更等によってより効率的に外来魚等を捕獲できると考えられる場合は、担当官と協議の上、トラップの付け替えを随時行うこと。その際、トラップの設置場所については、地図上に記録しておくこと。

（3）淀川水系アユモドキ連絡協議会における資料の作成

淀川水系アユモドキ連絡協議会（亀岡市内の開催を想定）に合わせて、開催時点における本業務の進捗状況について資料を作成する。資料は担当官の確認を取りながら作成すること。

（4）とりまとめ報告書作成

業務の実施結果を報告書としてとりまとめる。当年度の各池のトラップ設置状況や台風・大雨等の気象条件等を踏まえ、トラップ設置の効果や改善点等を考察し、報告書に盛り込むこと。

（5）業務打合せ

業務打合せは、近畿地方環境事務所において、業務着手前（1回）、成果品納入前（1回）の計2回以上行う。業務着手にあたり業務計画書を作成して、1回目の打合せ時に担当官の了解を得ること。あわせて、工程表及び主任技術者届を担当官に提出すること。

5. 業務実施に当たっての留意事項

- （1）ため池におけるトラップの設置に当たって、ため池の管理者等に説明し了解を得るとともに、必要な場合には地域の関係者へも説明を行うこと。
- （2）ため池においては、釣り等の行為が禁止されているにも関わらず釣り等に訪れる者もいるので、捕獲方法、捕獲した個体の取扱い等について、トラブル等を起こさないよう十分に配慮すること。
- （3）業務実施中にオオクチバス等外来種の放流やアユモドキの密漁が疑われる者を確認した場合は、速やかに担当官に連絡し、警察への通報も含めた対応について協議すること。
- （4）業務実施に必要な法令に基づく許可の申請手続は近畿地方環境事務所が行うが、手続に必要な書類の作成等は請負者で行うこと。さらにそれに伴う費用については請負者が負担すること。
- （5）業務実施に必要な、過去の希少種（アユモドキ）保護の一環として行われた特定外来生物防除等事業の業務報告書については、担当官が貸与する。

6. 成果物

報告書：8部（A4版 50頁程度 簡易製本可）

報告書の Word ファイル及び PDF ファイル並びに業務で得られた全データを収納した電子媒体（DVD-R 等）2式

※報告書及びその Word ファイル、PDF ファイルの仕様並びに記載事項は、別添によること。

提出場所：近畿地方環境事務所

提出期限：令和8年3月20日

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 業務に必要な資材については、請負者の負担とする。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・GIS データ：shape ファイル、KML ファイル及びテキストファイル

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とし、事業年度及び事業名称等を DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別添1 業務対象位置図

外来魚等流出防止対策を実施するため池：中山池、安町大池、五反田池、加護池

水面の外来魚遊泳状況等を確認するため池：中山池、五反田池、古池、安町大池、加護池

